**「メディカルケアステーション（ＭＣＳ）」**

**運用ポリシー**

**平成30年5月**

**奥　 州　 市**

**【令和７年４月１日　改正版】**

**ＩＣＴを活用した在宅医療・介護連携システム**

**「メディカルケアステーション（ＭＣＳ）」運用ポリシー**

（目的）

第１条　この運用ポリシーは、メディカルケアステーション（以下「ＭＣＳ」という。）で使用される機器、ソフトウエア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、ＭＣＳの適正な利用に資することを目的とする。

（法令及びガイドライン）

第２条　事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、ＭＣＳを利用することとする。

(1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（最新版）

(2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（最新版）

（利用申込）

第３条　新たにＭＣＳを利用する事業所は、奥州市（以下「市」という。）に対して、利用申込書（様式第１号）及び連携守秘誓約書（様式第２号）を提出し、ＭＣＳの適正な運用に努めるものとする。

（連携元事業所）

第４条　患者又は利用者の情報共有を行う場合は、該当する患者又は利用者を管理する事業所が連携元事業所となり、患者又は利用者の情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

（連携元事業所の責務）

第５条　連携元事業所は、以下の業務を行う。

(1) ＭＣＳのグループ登録及び削除管理

(2) ＭＣＳの各グループへの参加ユーザーの招待及び解除

（患者又は利用者の同意）

第６条　連携元事業所は、ＭＣＳで情報共有を行うにあたって、患者又は利用者及びその家族と多職種協働における個人情報使用同意書（以下「同意書」という。）（様式第４号）を交わし、双方が所持する。

（ＭＣＳ管理者の設置）

第７条　利用施設又は組織の長は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、ＭＣＳ管理者を設置し、ＭＣＳの適正な管理運用を行う。

（ＭＣＳ管理者の責務）

第８条　ＭＣＳ管理者は、ＭＣＳの適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

(1) ＭＣＳの患者又は利用者情報、個人情報等の管理全般

(2) ＭＣＳで利用するＩＴ機器の管理

(3) ＭＣＳのＩＤの管理

(4) ＭＣＳのグループ登録（患者、自由グループ）及び削除管理

(5) ＭＣＳの各グループへ招待されたメンバーの承認及び解除

(6) ＭＣＳへ書き込まれた情報の監視及び削除

(7) ＭＣＳへの事業所内スタッフ登録及び削除

（スタッフ誓約書と教育）

１

第９条　利用施設又は組織の長は、ＭＣＳを利用する従事者と業務情報保持に関する誓約書（様式第３号）を交わすとともに、ＭＣＳ管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うものとする。ただし、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

２　前項に規定する誓約書の記載内容のポイントは、以下のとおりとする。

(1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者又は利用者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。

(2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。

(3) ＩＴ機器について、適切な取扱い及び管理を行う。

(4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。

(5) 患者又は利用者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

（ＭＣＳ利用上の留意事項）

第10条　連携元事業所、ＭＣＳ管理者及びユーザーは、ＭＣＳ利用上の留意事項（別紙１）に留意して、ＭＣＳを利用する。

（ＩＤ及びパスワードの管理）

第11条　ＭＣＳのＩＤ及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

(1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し、共有しない。

(2) 一つのＩＤを複数人で共有しない。

(3) パスワードは、英数混合８文字以上を定期的（最長２カ月）に変更する。ただし、英数混合13文字以上の場合は変更を要しない。

(4) パスワードは、類推されやすい文字の組み合わせを避け、定期的に変更する場合は類似のパスワードを繰り返し使用しない。

(5) 利用が終わったときは、必ずログアウトする。

(6) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。

(7) スマホ、タブレット、パソコン等、利用するすべての端末にはロックをかける。

（ＩＴ機器のセキュリティ対策）

第12条　ＩＴ機器のセキュリティ対策については、ＭＣＳのセキュリティ対策（別紙２）に従い、管理することを推奨する。

２　モバイル端末は、「厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（最新版）」の内容に従った管理を行う。

３　個人所有の端末を使用する場合には、紛失時等の情報漏えいリスクを考慮し、前項と同様の管理運用を行うものとする。

（内容の二次利用の禁止）

第13条　ＭＣＳの操作においては、定められた手順を守り、内容の二次利用（利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷する等）を禁止する。ただし、ＭＣＳの内容を診療・看護・介護記録に残す、施設の他の従事者に伝える、患者又は利用者・家族への説明に使う等、患者又は利用者の療養のため直接利用する場合においては、この限りでない。

（サービス利用中の安全管理）

第14条　サービス利用中の安全管理については、以下の事項により管理する。

(1) サービス機能の設定に関する定期的な内容確認については、定期的にサービス機能の設定、約款等を市が確認する。

(2) 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制については、別紙３のとおりとする。

２

附　則

この規程は、平成30年５月15日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

　　附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

３

**【ＭＣＳ利用上の留意事項】**

別紙１

**１　連携元事業所**

(1) ＭＣＳで患者又は利用者単位のグループを作り、それぞれの患者又は利用者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者又は利用者単位のチームを作る。１つのグループで複数の患者又は利用者個人情報が混在するような運用は避ける。

(2) 該当するＭＣＳユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

(3) 連携元事業所の変更などの事由により、自施設において同意を取得し、ＭＣＳに登録した患者情報の管理権限を他施設へ移行する場合、移行先の施設で患者情報の適切な取り扱いを行い、個人情報保護に責任を負う旨の承諾を得た上、移行を行う。また、他施設において同意を取得しＭＣＳに登録された患者情報の管理権限を自施設に移行する場合、当該患者情報の主たる管理責任を負うことになるため、事前に自施設において患者本人の同意を改めて取得しなおすこと。

(4) ＭＣＳを利用しなくなった患者又は利用者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。

(5) ＭＣＳが利用できなくなった場合のバックアッププラン（口頭や電話、ＦＡＸなど別の連絡手段）を定め、患者グループのメンバーに周知しておく。

**２　ＭＣＳ管理者**

(1) ＭＣＳの安全かつ適正な運用管理を図り、ＭＣＳユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのＭＣＳユーザーの利用を制限もしくは禁止する権限を有する。

(2) ＭＣＳ管理者も、以下に示すＭＣＳユーザーの利用方法を遵守する。

(3) ＭＣＳのシステム異常を発見、報告を受けた場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。

(4) 不正アクセスを発見した場合、速やかに市に連絡しその指示に従うこと。

**３　ＭＣＳユーザー**

(1) 情報セキュリティに十分に注意し、ＭＣＳのＩＤやパスワードを、事業所スタッフを含むＭＣＳユーザー本人以外の者に利用させたり、情報提供したりしてはならない。

(2) 患者グループに招待を受けたＭＣＳユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。

(3) 各患者グループへの書き込みは、その患者又は利用者に関することのみとし、別の患者又は利用者の情報を書き込まない。ＭＣＳの位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。

(4) ＭＣＳ内のファイルについて、信頼できない利用者のものはダウンロードしない。

(5) ＭＣＳ内に投稿されたＵＲＬ（リンク）について、信頼できない利用者のものや怪しいものにはアクセスしない。

(6) 自分が担当からはずれた時には、速やかに該当する患者グループのメンバーから「解除」を行う。

(7) 事業所を辞めた時など、ＭＣＳを利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。

(8) 書き込みに際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。

(9) 投稿内容や投稿先などに誤りや不適正なものがあった場合、速やかにメッセージを削除すること。

(10) 与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。

(11) ＭＣＳのシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかにＭＣＳ管理者に報告し、その指示に従うこと。

(12) 不正アクセスを発見した場合、速やかにＭＣＳ管理者に連絡しその指示に従うこと。

４

**【ＭＣＳのセキュリティ対策】**

別紙２

**１　利用機器（パソコン、タブレット、スマホ）とパスワードについて**

(1) 施設の管理者は、ＭＣＳを利用するスタッフと利用機器について把握し、台帳に記載して、適正に利用されているか確認をすること。

(2) ＯＳ、ブラウザは最新のものにして、ウイルス対策ソフトを導入すること。ファイル交換ソフトはインストールしない。

(3) 機器を長時間操作しない場合、クリアスクリーン等の対策を実施すること。（他人がのぞき見したり、操作できたりできる状態のまま放置しない）

(4) ＭＣＳ（メディカルケアステーション）のパスワードは、保存しない。

(5) 機器にＰＩＮ・パターン・パスワード等によるデバイスロックの設定をすること。

(6) 機器を他者（自分の家族も含む）に渡す（機種変更する、譲渡する、リースを終えて返却するなど)場合には、必ず、内容を徹底的に消去し、他者がＭＣＳを利用したり、機器内に残っているデータが閲覧できないようにしたりすること。

**２　利用機器の紛失・盗難の際の対応**

(1) 直ちに、他の機器を使い、メディカルケアステーションにアクセスし、自分のパスワードを変更すること。

(2) 直ちに、市に、詳しい状況を電話やメールで通知すること。必要により、市から運営会社であるエンブレース株式会社に連絡し、そのＭＣＳユーザーの利用を一時停止する。

(3) 直ちに、機器の携帯電話会社に連絡し、可能なら、機器のリモートロックなどの処置をしてもらうこと。

**３　ＭＣＳで利用するスマホ・タブレットのセキュリティ対策**

(1) 盗難・紛失対策

①機器の保管場所に鍵をかけるなどし、利用していないときに不特定個人が利用できるようにしない。

②携帯電話会社のリモートロックやデータの強制消去サービスを利用する。

(2) ウイルス感染対策

①ＯＳやアプリは常に最新の状態にアップデートする。

②不要なアプリはインストールしない。

③アプリは信頼できる場所（メーカーやキャリアが用意する正規のアプリケーション・ストア）からインストールする。（Android 端末では、不明なアプリのインストールを許可しない）

④Android 端末では、アプリをインストールする際にアクセス許可を確認する。不自然なアクセス許可や疑問に思うアクセス許可を求められた場合には、そのアプリのインストールを中止する。

⑤ＭＣＳの偽サイトやＭＣＳを偽るメール等に注意し、メールの添付ファイル、ＵＲＬリンクを不用意に開かない。

⑥セキュリティソフトを導入する。携帯電話会社のセキュリティ対策サービスを利用する。

(3) 情報漏洩対策

①無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）に接続して利用する場合、ＷＰＡ２－ＡＥＳ、ＷＰＡ２－ＴＫＩＰ等通信が暗号化されているものから接続し、暗号化されていない・管理者が正体不明等の信頼できない無線ＬＡＮには接続しない。

②許可されたスタッフ以外とは、機器の共有をしない（自分の家族にも使わせない）。

**４　ＭＣＳ管理台帳の内容**

　　各施設又は組織において、ＭＣＳの利用に関して、下記の内容の台帳を作成し、管理する。

５

(1) ＭＣＳの管理責任者

(2) ＭＣＳ管理者権限を付与した者（複数可）

(3) ＭＣＳユーザー情報

①氏名・所属・職種

②ＭＣＳのＩＤ（登録メールアドレス）

③利用開始日

④利用端末（複数の場合全て）

・種類（ＰＣ、タブレット、スマホ）・機種の名称

・利用端末の利用場所 施設内・施設外（具体的に）

・利用するネットワークの種類（施設内有線・施設内無線・キャリア） 公衆無線ＬＡＮ は不可

・端末起動時パスワードの設定の有無

・コンピュータウイルス対策ソフトの導入の有無

・業務に使用しないアプリケーションや機能について

・削除又は停止、あるいは、業務に対して影響がないことを確認したか

⑤ＭＣＳ運用ポリシーを読んだか

⑥講習会の受講・講習ビデオの視聴の有無

⑦スタッフ誓約書の取得年月日

(4) 施設の利用規程

６

**【情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制】**

別紙３

要機密情報の漏えい等情報セキュリティインシデント発生が発生した際は、次のルートに従い、ＣＳＩＲＴに連絡を行う。

ＣＳＩＲＴ

（行革デジタル戦略課デジタル戦略係）

　奥州市ＣＳＩＲＴ

（総務部行革デジタル戦略課デジタル戦略係）

　TEL:0197-34-2194

0197-24-2111（内線1436,1448,1449,1459）

FAX:0197-22-2533

　E-mail:digital@city.oshu.iwate.jp

③報告

**ＰｏＣ**

情報セキュリティに関する統一的な窓口

**情報セキュリティ責任者**

**（福祉部長）**

**最高情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）**

**（副市長）**

⑦報告

必要に応じて

⑥報告

⑤報告

⑤報告

**情報セキュリティ管理者**

**（地域共生社会課長）**

④報告

④報告

**事案の発生**

**発見者**

**地域共生社会課**

**（情報セキュリティ担当者）**

**地域共生社会課**

**（在宅医療・介護連携事業担当者）**

TEL:0197-34-2906

③報告

**エンブレース株式会社**

**サポートデスク**TEL: 0800-123-6611

②報告

①報告

**各施設又は事業所**

**ＭＣＳ管理者**

７

様式第１号（第３条関係）

**利用申込書**

**奥　州　市　長　　宛**

　本事業所において、メディカルケアステーションを利用した情報共有を行いたいので、連携守秘誓約書（様式第２号）を添えて申し込みます。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　事業所名　：

事業所住所：　〒　　　－

　　　　　管理者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者：

TEL　：　　　　　　　　　　FAX　：

　【ＭＣＳユーザー名簿】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № |  | 職種 | メールアドレス | MCS  管理者 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |

* 複数のスタッフでのメールアドレスの共有はセキュリティ上認められません。

上記記載の利用者は全員、MCSの利用規約に同意していることを前提とします。

※　MCS管理者を１施設に１名以上設置します。MCS管理者欄に○印を記載願います。

８

事業所等

奥州市

様式第２号（第３条関係）

**連携守秘誓約書**

**奥　州　市　長　　宛**

**（連携情報保持の誓約）**

**第１条**私は、メディカルケアステーションを利用する事業所の管理者として、メディカルケアステーションを利用する従事者が法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）を遵守するとともに、「メディカルケアステーション（ＭＣＳ）運用ポリシー」（以下、「運用ポリシー」という。）に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」といいます。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

(1) 患者又は利用者、家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）

(2) その他連携業務内で知り得た情報（患者又は利用者、家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含みます。）

(3) その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

**（連携情報の管理等）**

**第２条**私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を使用するにあたって、連携情報を許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように注意します。

２　私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）を業務で使用する場合には、運用ポリシーに基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

３　私は、従事者に対して個人情報保護やIT機器のセキュリティについて定期的に教育を実施します。

**（利用目的外での使用の禁止）**

**第３条**　私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、患者又は利用者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

**（退職後の業務情報保持の誓約）**

**第４条**　私は、連携を離脱した後も、業務情報の一切を、許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

**（損害賠償）**

**第５条**私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、誠意をもって協議致します。

　　　年　　　月　　　日

　　　　事業所名

事業所所在地

管理者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　印

９

事業所等

奥州市

様式第３号（第９条関係）

**業務情報保持に関する誓約書**

**事業所名**

**管理者　　　　　　　　　　　 　　様**

**（業務情報保持の誓約）**

第１条 私は、貴事業所の業務の従業者として、法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます。）及び貴事業所内の諸規定（就業規則、マニュアル等を含みます。）を遵守するとともに、以下の情報（以下、「業務情報」といいます。）の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

(1) 患者又は利用者、家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）

(2) その他貴事業所内で知り得た情報（患者又は利用者、家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の貴事業所内における情報も含みます。）

(3) その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

**（情報の管理等）**

第２条　私は、貴事業所の業務に関連して取得する情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を貴事業所の許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないものとします。

２ 私は、貴事業所から貸与を受けた機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません。）以外の機器を業務で使用する場合には、必ず貴事業所の書面による許可を得るものとし、許可を得た機器以外の機器に情報を保存しないものとします。

また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

３　私は、貴事業所のシステムにアクセスする際に、与えられたアクセス権限を超えた操作を行ったり、不正な手段を用いてアクセスを行ったりしないものとします。

**（利用目的外での使用の禁止）**

第３条 私は、当該情報を貴事業所が定める目的以外で利用しないものとし、患者又は利用者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

**（退職後の業務情報保持の誓約）**

第４条 私は、貴事業所を退職した後も、業務情報の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

**（損害賠償）**

第５条 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、貴事業所が被った一切の損害を賠償することを誓約します。

　　年 月 日

住所

氏名 印

従業者師会

事業所等

**ＭＣＳユーザー情報**

10

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 氏　名 |  | |
| 所　属 |  | |
| 職　種 |  | |
| ②ＩＤ（登録メールアドレス） | |  | |
| ③利用開始日 | | 年　　　月　　　日 | |
| ④利用端末 | | 種類 | □ＰＣ　　　□タブレット　　　□スマホ |
| 個人所有端末の使用 | □あり　　　□なし |
| 機種の名称 |  |
| 利用端末の利用場所  （具体的に） | □施設内　　□施設外（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 利用するネットワーク  の種類  ※**公衆無線LAN は不可** | □施設内有線LAN　　□施設内無線LAN　　□キャリア  □その他 |
| 端末起動時パスワードの設定の有無 | □あり　　　□なし |
| コンピュータウイルス対策ソフトの導入の有無 | □あり　　　□なし |
| 業務に使用しないアプリケーションや機能 |  |
| 削除又は停止、あるいは、業務に対して影響がないことを確認したか | □削除　　　□停止　　　□影響がないことを確認した |
| ⑤ＭＣＳ運用ポリシーを読んだか | | | □あり　　　□なし |
| ⑥ＭＣＳ勉強会の参加・講習ビデオの  視聴の有無 | | | □あり　　　□なし |

従事者

事業所等

患者又は利用者

医療機関等

11

様式第４号（第６条関係）

**在宅生活を支えるための個人情報使用同意書**

**（使用の目的）**

１　患者又は利用者の医療・介護・福祉に関わる施設及び職種（病院・診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護支援専門員、デイサービス、訪問介護等）の間で、患者又は利用者の状態や医療・介護・福祉の情報を共有し、連携を深めることによって、患者又は利用者へのサポートの質の向上と充実を図り、患者又は利用者の在宅生活を支えることを目的とします。

**（インターネット等での情報共有）**

２　患者又は利用者をサポートする多施設・多職種の間で、患者又は利用者の情報をやり取りするための連絡手段として、エンブレース株式会社が提供する非公開型医療介護専用ＳＮＳ「メディカルケアステーション（以下、ＭＣＳという。）」を用いて、診療情報等を含む個人情報を共有します。

ＭＣＳは、パソコンやスマートフォンなどを使用し、インターネットにより通信する医療介護専用のコミュニケーションシステムで、以下のような特徴があります。

・　医療介護従事者の円滑な連携を図るため、医療介護専用に開発されたシステムです。

・　情報漏洩に対する安全性が高く、セキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った非公開型のシステムです。

・　災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されたシステムです。

**（使用にあたっての条件）**

３　患者又は利用者の個人情報は、前述した目的の範囲内で必要最小限の関係者及び内容にとどめ、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。ＭＣＳで扱う個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。患者又は利用者及びその家族（後見人を含む。以下、家族等という。）に利用料金がかかることは一切ありません。

**（情報共有の内容）**

４　共有される情報については、以下のとおり。

患者又は利用者の氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、病歴、病名、治療や検査の内容（薬剤、処置、血液検査や画像検査の結果など）、日々の患者又は利用者の状態（褥瘡などの体の写真やビデオを含む）、関係する医療・介護・福祉施設の情報、その他の医療・介護・福祉に付随する情報。

**（患者又は利用者及びその家族等が有する権利）**

５　この同意書に署名する患者又は利用者及びその家族等は、ＭＣＳによる情報共有について、以下の権利があります。

① ある特定の情報のやり取りを拒否する権利

② 患者又は利用者に関するＭＣＳの利用の停止又はデータの消去を求める権利

**（個人情報使用同意書に関する問い合わせ先）**

６　この個人情報使用同意書に関する問い合わせは、説明・同意書取得者までご連絡願います。

**（ＭＣＳに関する問い合わせ先）**

７　ＭＣＳに関する問い合わせは、下記までご連絡願います。

奥州市在宅医療・介護連携拠点

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目１番地（奥州市役所内）

ＴＥＬ：０１９７－３４－２９０６ / ＦＡＸ：０１９７－５１－２３７３

12

　　　　年　　　月　　　日

**私は、在宅生活を支えるための個人情報使用に関する事項について説明を受け、いずれも同意します。**

＜患者又は利用者＞

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 住　　所 | 奥州市 |
| 電話番号 |  |

＜家族等１＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | ㊞ | 続柄 |  |
| 住　　所 |  | | |
| 電話番号 |  | | |

＜家族等２＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | ㊞ | 続柄 |  |
| 住　　所 |  | | |
| 電話番号 |  | | |

＜説明・同意書取得者＞

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 電話番号 |  |

原本は連携元事業所が保管し、写しを患者又は利用者が保管する。（※かかりつけ医が関与する場合は、かかりつけ医も写しを保管する）

患者又は利用者

連携元事業所

13